附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日前に転居若しくは住居表示の変更又は死亡があった場合における転居若しくは住居表示の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第百二十号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）及び独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十二日

総務大臣　片山　善博

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百九十八号

福島県会津若松市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年八月二十二日

法務大臣　江田　五月

福島県北会津郡東山村大字湯川字鷹林乙四百十八番地

三星ヤスノ

○厚生労働省告示第二百九十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
株式会社日本環境衛生研究所	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査の業務	平成二十三年六月十七日

○厚生労働省告示第二百九十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、平成二十三年五月二十三日をもって次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地
株式会社沖縄環境保全研究所 平良　辰二 沖縄県うるま市字州崎七番地十一	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	株式会社沖縄環境保全研究所 沖縄県うるま市字州崎七番地十一

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道河東郡上士幌町・鹿追町・上川郡新得町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上士幌町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道河東郡上士幌町・上川郡新得町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県八幡平市高畑八八の二・八八の二三・八八の一〇九・八八の一一四から八八の一四六まで（以上三十六筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の三から八八の二三まで、八八の二四から八八の三一まで、八八の一〇八、八八の一一〇から八八の一一三まで、八八の一四七、八八の一四九、八八の一五一、八八の一五三、八八の一五五、八八の一五七、八八の一五九、八八の一六一、八八の一九七、扇畑二一八、二二四の一、二二四の二、二二四の一五から二二四の二〇まで、二二四の二三から二二四の三〇まで、二二四の三二から二二四の四一まで、二二四の四三から二二四の四五まで、二二四の四八から二二四の五四まで、二二四の五九から二二四の六四まで、二二四の六七、二二四の九九、二二四の九一、二二四の九二、二二四の九六、二二四の九九、二二四の一〇〇、二二四の一一六、二二四の一一七、二二四の一三